

第7 仮使用する防火対象物の取扱い

建基法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに第18条第24項第1号及び第2号に規定する仮使用（以下この第7において「仮使用」という。）の認定を受けた防火対象物又はその部分の取扱いは、次によること。

（平28・一部改正）

1 消防用設備等の設置等

- (1) 令別表第一各項の判定は、仮使用の実態により、第1 令別表第一の取扱いの規定により判定すること。
- (2) 収容人員は、前（1）により決定した項目に応じて、第2 収容人員の算定の規定により算定すること。
- (3) 消防用設備等は、仮使用の用途、規模、収容人員等において設置義務のある消防用設備等を設置すること。
- (4) 仮使用する防火対象物は、工事の完了時に計画されている構造、規模及び用途を考慮して、計画的に消防用設備等の設置工事を実施すること。 ◇

2 工事中の措置

仮使用する部分以外の部分は、仮使用する部分の防火上及び避難上支障とならないように管理するとともに、建基法第90条の3に規定する安全計画書の届出に該当しない規模の工事を実施する場合であっても、工事中における防火上又は避難上の措置に関する計画を確立すること。 ◇

3 届出書等

- (1) 法第8条に規定する防火管理者の選任は、仮使用する部分の用途及び収容人員に基づくものであること。
- (2) 法第17条の3の2の規定に基づく設置の届出並びに検査及び規則第31条の3第4項の規定に基づく検査済証の交付は、仮使用する部分の規模及び用途に基づくものであること。
- (3) 法第17条の14の規定に基づく工事整備対象設備等の工事の届出は、仮使用する部分の規模及び用途に基づき必要とされる消防用設備等についても届け出るものであること。
- (4) 防火対象物の工事完了時（建基法第7条第1項に規定する工事の完了時をいう。）に計画されている構造、規模及び用途を考慮して計画的に工事される消防用設備等については、あらかじめ法第17条の14の規定に基づく工事整備対象設備等の工事の届出を要すること。この場合においては、工事完了時において法第17条第1項に規定する技術上の基準に適合することが求められるものであることから、仮使用する部分及び仮使用する部分以外の部分の状況に応じて工事を実施するとともに、

第 2 章 第 1 節 第 7 仮使用する防火対象物の取扱い

届出書類の修正、補正又は資料の追加を実施すること。

- (5) 条例第 4 3 条に規定する防火対象物の使用開始の届出は、仮使用についても届けるものであること。